

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	39	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、平成23年12月14日から令和3年3月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合、「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」（課税標準から2,000万円控除）される。 ・特例措置の内容 個人住民税、法人住民税、事業税の課税標準を5年間2,000万円控除する。 		
関係条文	<p>租税特別措置法第34条、第65条の3、第68条の74 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第2項、第18条の9第2項、第26条の9第2項 地方税法附則第34条第1項、第4項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲34) [平年度] — (▲23) [改正増減収額] —</p> <p>(単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体等による事業用地等の迅速かつ円滑な取得により東日本大震災からの早期復興を図るとともに、譲渡者となる被災者等の税負担を軽減することで早期の生活再建を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例は、特定住宅被災市町村の区域内において行われる収用交換等の5,000万円特別控除の特例等が適用されない土地等の取得について、譲渡者の税負担が軽減されることにより生活再建支援が図られるとともに、事業協力への誘引及び復興事業の進捗に大きく寄与している。また、代替地提供者についても2,000万円特別控除を受けられるため、復興事業に伴い必要となる代替地の確保にも大きな役割を果たしている。 本特例の現行期限は令和3年3月31日であるが令和3年度以降も「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興基本方針（令和元年12月20日閣議決定）により、原子力災害被災地域について「復興・再生」に向けた本格的な取組みを行うとともに、地震・津波被災地域についても復興の「総仕上げ」を行うとされており、各起業者においては、早急に各種の復興事業を行うことが必要となっている。 よって、津波により甚大なる被害が出た沿岸部において企業立地の促進等を図る上で、避難路整備等の様々な事業の実施が必要となること、特に原子力被害地域については、これから復興・再生に向けた本格的な取組みを行うこととしていることから、これら被災地の取組みを後押しするためにも本特例の適用期限を5年間の延長が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する
合理性	政策の達成目標	被災地における復興事業の用に供する土地等の円滑な取得を通じて東日本大震災からの早期復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援する。 具体には、譲渡見込みの総数を契約完了できることを目標とする。(令和3年度から令和7年度1,639件)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同じ。
	政策目標の達成状況	過去4ヶ年において、相当数の土地等が取得されている。 平成28年度 1,739 平成29年度 1,265 平成30年度 852 令和元年度 701
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度見込み 470件 令和4年度見込み 385件 令和5年度見込み 315件 令和6年度見込み 258件 令和7年度見込み 211件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	土地等の所有者による土地等の譲渡が促進されることにより、復興事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、効率的な公共事業の実施が図られ、被災地の早期復興及び被災者の生活再建の支援につながっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置（所得税、法人税） ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） ・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） ・収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） ・特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例は、現行期限が令和3年3月31日であるが、令和3年度以降も「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興基本方針（令和元年12月20日閣議決定）により、原子力災害被災地域について「復興・再生」に向けた本格的な取組みを行うとともに、地震・津波被災地域についても復興の「総仕上げ」を行うとされており、各起業者においては、早急に各種の復興事業を行うことが必要とされていることから、時宜にかなった措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：(適用件数) 件、(適用額、減収額) 百万円)			
	年度	適用件数	適用額	減収額
	平成29年度	1,265	2,428	130
	平成30年度	852	2,189	114
	令和元年度	701	1,005	50
【出典】特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の特例措置に関する追加調査				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	土地等の所有者による土地等の譲渡が促進されることにより、復興事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、効率的な公共事業の実施が図られ、被災地の早期復興及び被災者の生活再建の支援につながっている。			
前回要望時の達成目標	被災地における復興事業の用に供する土地等の円滑な取得を通じて東日本大震災からの早期復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援する。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 28 年度からの 4 か年において、4,557 件の適用実績があり、政策目標に寄与している。			
これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 28 年度 延長			